

藤原宮跡風致地区

ゾーン区分	基 準
ゾーン1	<p><b>【建築物】</b></p> <p>●屋根 〔形状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。</li> </ul> <p>〔部材・色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。</li> </ul> <p>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。</li> </ul> <p><b>【工作物】</b></p> <p>●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表面が、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。</li> </ul> <p>●フェンス、柵等 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表面が濃茶等で着色されたものとする。</li> </ul> <p>●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表面が濃茶等で着色されたものとする。</li> </ul> <p>●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路に接する擁壁、及び視覚的に影響の大きい擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。</li> </ul> <p>●その他 〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>濃灰、濃茶等で着色されたものとする。</li> </ul>
ゾーン2	<p><b>【建築物】</b></p> <p>●屋根 〔形状〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根（片流れ屋根等を除く。）とする。</li> </ul> <p>〔部材・色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>波型形状の外観を有する材料とし、色は濃灰、黒、濃茶等とする。</li> </ul> <p>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁の表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類似する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。</li> </ul> <p><b>【工作物】</b></p> <p>●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表面が、リシン吹付け等もしくはこれに類する外観を有する材料で仕上げられており、色は白、ベージュ、グレー、薄茶等とする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に接する擁壁については、石積みもしくはこれと同様の形状となるものとする。また、視覚的に影響の大きい擁壁については、表面がリシン吹付け等で仕上げられたものとし、色は濃灰等とする。</li> </ul> </li> <li>●その他 〔色彩〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濃灰、濃茶等で着色されたものとする。</li> </ul> </li> </ul>
ゾーン3	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●屋根 〔形状〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切妻、寄棟、入母屋、大和棟等の勾配屋根とする。</li> </ul> </li> <li>〔部材・色彩〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等とする。</li> </ul> </li> <li>●外壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外壁の表面が、土、漆喰、木板、その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。</li> </ul> </li> </ul> <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●塀等 〔部材・色彩・仕上げ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表面が、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料で仕上げられたものとする。なお、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。</li> </ul> </li> <li>●棒状工作物等 〔部材・色彩・仕上げ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表面が濃茶等で着色されたものとする。</li> </ul> </li> <li>●擁壁 〔部材・色彩・仕上げ〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 石積み又はこれに類似する外観を有するものとする。</li> </ul> </li> <li>●その他 〔色彩〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濃灰、濃茶等で着色されたものとする。</li> </ul> </li> </ul>